

小規模多機能ホーム 朱咲の家 運営規程

(目的)

第1条 この規定は、医療法人 富士たちばなクリニックが設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護 朱咲の家（以下「朱咲の家」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

(基本方針)

第2条 要介護者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるように、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活の援助を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

(運営方針)

第3条 朱咲の家で提供するサービスは、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。

2) 朱咲の家で提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。

3) 利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊を柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。

4) 朱咲の家の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていきます。

5) 朱咲の家のサービス提供にあたっては、小規模多機能居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。

6) 朱咲の家では居宅サービス事業者や他の保健医療機関等との連携を図り、サービスを提供します。

7) 朱咲の家でのサービス提供にあたっては、利用者に身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

8) 朱咲の家ではサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者またはご家族に対し、サービス提供等についてわかりやすく説明を行います。

9) 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行い、生活を支えるために適切なサービスを提供します。

10) 提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの情報を公表し、常に改善を図ります。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとします。

小規模多機能ホーム 朱咲の家

(事業所の住所)

第5条 事業所の住所は次のとおりとします。

群馬県前橋市南町1丁目12番7

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1名

事業を代表し、業務の総括にあたります。

(2) 介護支援専門員 1名(管理職兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画(以下「居宅介護計画」といいます。)の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行います。

(3) 看護職員 1名(介護職兼務・常勤)

利用者の健康状態の把握を的確に行うことにより、利用者に対し、適切な介助をおこないます。

(4) 介護職員 7名以上

サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。

また宿泊者に対して1人以上の夜勤者を配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直者または自宅待機者を1名以上配置します。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

(1) 営業日 年中無休とします

(2) 営業時間

①通いサービス(基本時間) 午前 9時～午後 6時

②宿泊サービス(基本時間) 午後 6時～午前 9時

③訪問サービス(基本時間) 24時間

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は29人とします。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とします。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は7名とします。

(提供するサービスの内容)

第9条 提供するサービス内容は次のとおりです。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な援助を提供します。

① 日常生活上の援助

- ② 健康チェック
- ③ 生活リハビリ
- ④ 食事援助
- ⑤ 入浴援助
- ⑥ 排泄援助
- ⑦ 送迎援助

(2) 訪問サービス

利用者の自宅へお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要なサービスを提供します。

(3) 宿泊サービス

朱咲の家に宿泊いただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の必要なサービスを提供します。

(4) 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、代行申請等を行います。

(居宅介護計画)

第10条 朱咲の家のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を十分に配慮し、個別に居宅介護計画を作成します。

- 2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めます。
- 3 利用者の心身の状況及びその置かれた環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上、援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービス内容等を記載した居宅介護計画を作成します。
- 4 居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。
- 5 居宅介護計画を作成した際には、居宅介護計画を利用者に交付し、援助の目標及び内容について利用者や家族に説明を行います。なお、交付した居宅介護計画書は5年間保存します。
- 6 利用者に対し、居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。
- 7 居宅介護計画の作成後においても、常に居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。

(利用料)

第11条 提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は負担割合に応じた額とする。法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受けます。

- (1) 宿泊は、1泊につき 3,090 円をご請求します。
- (2) 食費は利用した食事に対して、朝食 450 円、昼食 750 円、おやつ 120 円、夕食 750 円をご請求します。
- (3) オムツ代は、180 円／枚（リハビリパンツ、テープ止めオムツ）尿取パット レギュラーサイズ 70 円／枚 ワイドタイプ 80 円／枚として実費をご請求します。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、朱咲の家の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用

につき、実費をご請求します。

2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を確認します。

3 利用料の支払いは、指定口座までお振込み頂きます。

(通常の事業の実施範囲)

第12条 通常の事業の実施範囲は次のとおりとします。

前橋市

(サービス提供記録の記載)

第13条 サービスを提供した際には、その提供日数及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載します。

(個人情報)

第14条 利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

(秘密保持)

第15条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らす事がないよう、就業規則に記載するとともに誓約書を提出しなければなりません。

(苦情処理)

第16条 利用者及び家族からの苦情に関しては、迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口の設置、担当者配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとします。

(事故発生時の対応)

第17条 サービス提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を行うものとします。また事故が生じた原因を解明し、再発防止のための措置を講じます。

(衛生管理)

第18条 サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染症防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとします。

2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

(緊急時における対応)

第19条 サービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変その他必要な場合には、速やかに主治医及び家族へ連絡を行うと伴に必要な措置を講じるものとします。

(非常災害対策)

第20条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(運営推進会議)

第 21 条 地域に密着し地域に開かれたものにするため、運営推進会議を開催します。

- 2 運営推進会議のメンバーは利用者、利用者家族、地域住民代表、前橋市職員とします。
- 3 会議の内容は事業所のサービス内容の報告及び利用者に対する適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とします。

(感染症対策の強化)

第 22 条 事業所は、施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 当施設において、従業者に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。
- 5 当施設において、従業者に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(高齢者虐待防止の推進)

第 23 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 当施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。委員会は 3 カ月に 1 回の開催とする。
- 3 当施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 当施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。研修は年 2 回以上開催し、実施内容を記録する。
- 5 上記 2～4 に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 従業者などは、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。従業者などによる高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報する義務がある。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第 24 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為に必要な計画(以下、「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。研修は、年 2 回以上実施する。訓練は、年 2 回以上実施し実施記録を整備する。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束廃止に向けた取り組み)

第 25 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的

拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(その他運営についての留置事項)

第 26 条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 1 回
- 2 妥当適切なサービスの提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 富士たちばなクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。